

平成20年5月15日

各位

会社名 コンドーテック株式会社
代表者 代表取締役社長 菅原 昭
(コード番号 7438 東証・大証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 安藤 朋也
(Tel (06) 6582 - 8441)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の第56回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の当社第56回定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)で株主の皆様のご承認を条件として「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランは、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する不適切な買収を防止することを目的としております。また、本プランの導入及びこれに基づく対抗措置の発動は、株主の皆様に影響を及ぼすことがありうるため、本プランの導入等については、株主の皆様のご意思に基づいて行うことが必要であると考えます。

つきましては、株主の皆様のご意思を尊重するべく、本プランの導入、変更及び廃止についての株主総会決議の根拠を法的に明確にするため、規定を新設するものであります。

(注)当社が導入を予定している買収防衛策の詳細につきましては、平成20年4月25日付で開示しております「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご参照下さい。

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

なお、本変更により平成19年6月28日開催の第55回定時株主総会において選任された取締役は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

(3) 社外取締役及び社外監査役としての適任者の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、それぞれ会社との間に会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する責任限定契約を締結できる旨を新設するものであります。

なお、社外取締役の責任限定契約の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 条文の新設に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(買収防衛策)
第19条～第20条 (条文省略)	第19条 <u>当社は、株主総会決議により、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更及び廃止につき、定めることができる。</u>
(任 期)	第20条～第21条 (現行どおり)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任 期)
第22条～第27条 (条文省略)	第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	第23条～第28条 (現行どおり)
第28条～第34条 (条文省略)	(社外取締役との責任限定契約)
(新 設)	第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第35条～第38条 (条文省略)	第30条～第36条 (現行どおり)
(新 設)	(社外監査役との責任限定契約)
第39条～第41条 (現行どおり)	第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第42条～第44条 (現行どおり)	第38条～第41条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上

投函場所： 兜倶楽部、大証記者クラブ